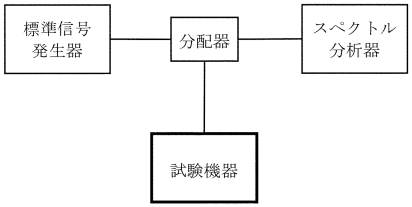
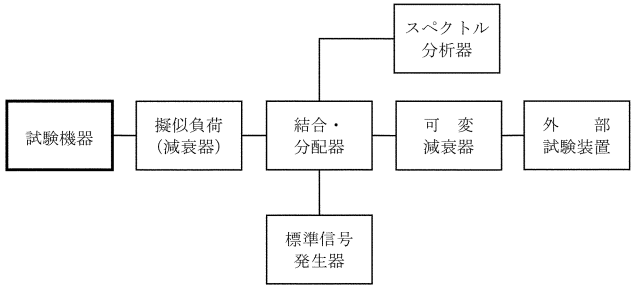
1　測定系統図

⑴　試験機器のみで試験を行う場合



⑵　外部試験装置を用いて試験を行う場合



2　測定器の条件等

⑴　標準信号発生器は、次のように設定する。

搬送波周波数	試験機器の受信周波数帯の中心周波数（２つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、各周波数セグメントの受信周波数帯の中心周波数）
変調	無変調
出力レベル	試験機器の空中線入力部において、電界強度が100mV／ｍになる値と同等のレベル

⑵　スペクトル分析器は、次のように設定する。

中心周波数	使用帯域の中心周波数
掃引周波数幅	占有周波数帯幅の許容値程度
分解能帯域幅	１MHz程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
トリガ条件	フリーラン
検波モード	ポジティブピーク

⑶　外部試験装置は、試験機器と回線接続が可能な装置とする。ただし、当該装置については、試験機器と通信可能な対向器をもって代えることができる。

3　試験機器の状態

試験周波数及び試験拡散符号に設定して、受信状態にする。外部試験装置を用いる場合は、外部試験装置と回線接続する。

4　測定操作手順

⑴　試験機器のみで試験を行う場合

ア　標準信号発生器の出力が非送信の状態で、試験機器を送信動作にし、スペクトル分析器で電波を発射することを確認する。

イ　試験機器を受信状態にする。

ウ　標準信号発生器の出力が送信の状態で、試験機器を送信動作にし、スペクトル分析器で電波を発射しないことを確認する。

⑵　外部試験装置を用いて試験を行う場合

ア　標準信号発生器の出力を非送信の状態にする。

イ　試験機器と外部試験装置との間で回線接続し、試験周波数の電波が発射されることをスペクトル分析器で確認する。

ウ　試験機器を受信状態にする。

エ　標準信号発生器の出力が送信の状態で、試験機器を送信動作にし、スペクトル分析器で電波を発射しないことを確認する。

5　試験結果の記載方法

「良」又は「否」で記載する。

6　その他

⑴　標準信号発生器の出力を変調波に設定してキャリアセンス機能の試験を行う場合は、試験機器に用いている変調方式のみならず、同一周波数帯で運用するほかの無線設備に用いる変調方式の変調波についても試験機器のキャリアセンス機能が動作しなければならない。

⑵　試験機器の空中線入力部に加えるキャリアセンスレベルは、次式のとおりとする。

$$P_{CS}=\frac{G\lambda^2}{480\pi^2}\times E^2$$

Ｐcs：試験機器の空中線入力部に加えるキャリアセンスレベル（W）

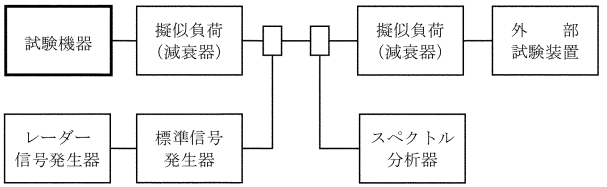
Ｅ　：電界強度（Ｖ／ｍ）

Ｇ　：受信空中線絶対利得の真数（倍）

λ　：搬送波周波数の波長（ｍ）

十三　動的周波数選択機能（ＤＦＳ）（5.3GHz帯の場合）（アンテナ端子付き）

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　外部試験装置は、試験機器と回線接続が可能な装置とする。ただし、当該装置については、試験機器と通信可能な対向器をもって代えることができる。

⑵　レーダー信号発生器により、次表の試験信号に基づきパルスを発生させ、標準信号発生器の外部パルス変調入力に加え、擬似レーダーパルスを発生させる。

試験信号	パルス幅[μs]	パルス繰り返し周波数[Hz]	連続するパルス数	繰り返し周期[s]
固定パルス１	1.0	700	18	15.0
固定パルス２	2.5	260	18	15.0